

# 中国で行われたG20について

国際局国際機構課課長補佐  
御友 重希

10月15日（土）、16日（日）、中国河北省香河（北京近郊）に位置する Grand Epoch City（第一城市）において、G20（20ヶ国財務大臣・中央銀行総裁会議）が開催され、我が国から谷垣財務大臣、福井日本銀行総裁及び渡辺財務官が出席し、「グローバルな協力：均衡のとれた秩序ある世界の経済発展の促進」をテーマに、現下の経済・開発問題、国際金融機関の改革等について議論が行われた。また、16日には、午前の会議の前後に谷垣大臣がデ・ラトIMF専務理事、コストロ豪財務大臣と会談し、IMFの改革等について意見交換が行われた。本稿では、会議終了後に出されたG20コミュニケ（共同声明）の内容を中心に、これらの会議・会談の概要について紹介することとしたい。

## 1. G20について

G20とは、G7等先進国と主要な新興市場国が、国際経済問題について議論し、世界経済の安定的かつ持続可能な成長の達成に向けて協力することを目的とした、大臣・中央銀行総裁レベルの会合で、年1回（準備会合は年2回）開催されている。アジア通貨危機等により、国際金融システムの議論を行うに際しては、G7に加え、国際資本市場へのアクセスを有する主要な新興市場国の参加が必要とされることが認識されたことを受け、1999年6月のケルン・サミットにおけるG7蔵相会合において創設が合意された。アジア地域からは、我が国を含め5か国が参加している。

G20の正式メンバーは、G7（日、米、英、

独、仏、伊、加）、豪州、中国、韓国、インドネシア、インド、サウジアラビア、南アフリカ、ロシア、トルコ、ブラジル、アルゼンチン、メキシコの19か国の財務大臣、財務大臣代理、中央銀行総裁、並びに、EU議長国財務大臣及び財務大臣代理相当、欧州中央銀行総裁とされており、その他、国際通貨金融委員会（IMFC）議長、世銀・IMF合同開発委員会（DCC）議長、IMF専務理事、世銀総裁がオブザーバーとして参加している。昨年はドイツ、今年是中国、来年は豪州が議長国で、再来年は南アが立候補し、了承された。今回、中国が初めて議長国を務める中、日本から谷垣大臣、福井日銀総裁が出席し、各国からも、米国のスノー財務長官、グリーンズパン連邦準備制度理事会議長をはじめ、英国のブラウン蔵相、フランスのブル

トン経済・財政・産業大臣、豪州のコステロ財務大臣、中国の金人慶財政部長、韓国の韓惠洙（ハン・ドクス）財政経済部長官などが参加した。

## 2. 現下の経済・開発問題

G20は、G7等の先進国に加え、世界の主要な新興市場国や、サウジアラビア、インドネシアといった産油国が参加している国際会議であり、石油価格の動向等の国際的な経済情勢に関し、各国代表間でこれらの国の視点を含めた意見交換のできる場となっている。今回、長引く石油価格の高騰と不安定化が成長を減速させ、世界経済の不安定化要因となることに懸念が示され、これらの問題に対する協力を強化することに合意するとともに、石油価格高騰への対応として、①投資・生産・精製能力の拡大、②適切なフォーラムを通じた石油供給者と消費者の間の対話の促進、③新技術の採用と移転を含む省エネルギーと効率化の促進、④代替及び再生可能エネルギーの開発、及び⑤石油製品補助金削減、が重要であるとの点で認識が一致した。

これらを受け、現下の経済・開発問題については、まず、一部の開発途上国における低成長と貧困の拡大を認識する一方で、世界経済が基本的に拡大を続けていることが歓迎され、他方、石油価格の動向や世界的不均衡の拡大等がリスク要因になっていることが指摘され、これらの問題に対し、各国が責任を共有するとの考え方に立ち、必要な政策を推進していく決意が表明された。また、開発問題に関しては、国連ミレニアム・レビュー・サミットの成果及び国際社会におけるミレニアム開発目標（MDGs）に向けた前進に注目し、MDGsの達成に向けたG20の強固なコミットメントを示すため、コミュニケ（共同声明）と合わせて「世界的開発問題に関するG20声明」が発出され、今後これを

レビューすることとなった。

なお、昨年ベルリンのG20で採択された「持続可能な成長のためのG20合意」については、その重要性が強調された上で、各国が、それぞれの特徴に最も適した独自の発展アプローチを選択することができるようにすべきとされた。各国の現在の優先的政策課題の概要を記した「G20改革アジェンダ」が改訂され、コミュニケに添付された。

## 3. 国際金融機関の改革について

今年は、ブレトン・ウッズ機関（BWIS）の設立から60周年を迎え、9月の国際通貨金融委員会（IMFC）にデ・ラトIMF専務理事が中期的戦略に関する報告を行った前後から、これら国際金融機関の機能の一層の改善を目指す改革の議論が進展している。今回のG20では、BWIS改革に対して強い支持が表明され、コミュニケと合わせて「BWIS改革に関するG20声明」が発出され、BWISにおけるガバナンス、マネジメント及び運営戦略の改善の重要性を強調することによって、BWIS改革の見直しに対する支援を図ることとされた。

我が国は、IMFのガバナンス向上の観点から、クォータ(注)のシェアが世界経済の実勢を反映することが重要である旨主張している。今回の会合でもクォータ見直しの原則について来年9月のIMF・世銀シンガポール総会までに一定の合意が得られる旨主張してきたところ、上記声明において、BWISのガバナンス構造、即ちクォータとそれに基づくIMF理事会における代表権は、世界経済における変化を反映すべきという原則が再確認されるとともに、シンガポールにおける次回IMF・世銀総会までにクォータ改革につき具体的な進展を実現することの重要性が強調された。

(注) IMFでは、各加盟国の世界経済における相対的な地位等を基準として出資割当額（クォータ）が決定されている。各国の投票権シェアはこのクォータのシェアにほぼ比例して決定されており、この点1国1票方式の国連関係機関と異なる。また、各国のIMFからの借入可能金額も、このクォータを基に決定される。

#### 4. デ・ラトIMF専務理事、コストロ豪財務大臣との会談

16日朝、会議開始前、谷垣大臣とデ・ラトIMF専務理事との会談が行われた。IMFの戦略的見直しに関し、サーベイランス機能の一層の改善、クォータ配分の見直しを含むガバナンスの改革、低所得国支援のあり方等について意見交換が行われた。最後に、IMFは今年で設立60周年を迎えることに関し、谷垣大臣から、日本や中国では人は60年経つと一度生まれ変わるという考えがあり、自分自身も今年その年を迎えたが、60年というのは重要な節目であり、日本も積極的に議論を進めたいと述べると、デ・ラト専務理事は、IMFも若々しさを失わずに新たな視点を持って進んでいきたいと改めて決意を示し、来年9月のIMF・世銀シンガポール総会までの一年、改革に向けて一層の連携を保っていくことを確認した。

同日午前中、会議の休憩時間を利用して、谷垣大臣とコストロ豪財務大臣との間で日豪財務大臣会談が行われた。G20の来年の議長国は豪州であり、日本は、来年2月から3月に東京でブレトン・ウッズ機関（BWIS）改革に関するG20ワークショップを開催することを表明した。この会談で、谷垣大臣から、来年のG20議長国としての豪州の様々なイニシアチブに感謝するとともに我が国としても豪州

を支援する意向を伝え、その観点からも、来年東京のワークショップを主催したところ、豪州と相談しながら準備を進めていく旨伝えた。コストロ大臣からは、日本がG20ワークショップを主催することに対して改めて感謝の意が示されるとともに、日本と豪州とは様々な国際フォーラムで協力しており、また、主要な貿易パートナーでもあるので、G20でも日本からの支援が不可欠と考えている旨の発言があった。

#### 5. その他

今回のG20は、冒頭の開会式から、初めて議長国を務める中国が、特に大臣会合を主催するにあたって相当力を入れたことを、各国の参加者に印象づけた。15日早朝、谷垣大臣、福井総裁をはじめ各国代表の一行を、宿泊している北京近郊の会場から1時間かけて北京・人民公会堂に集め、胡綿濤国家主席が面会、開会式を行い、一行の前で演説を行った。演説では、各国の実情に合った発展モデル・経済体制の尊重、通貨の安定等のマクロ経済政策における対話と協調の強化、WTOドーハ・ラウンドの成功に向けた貿易体制・ルールの改善、開発途上国の発展援助の必要性、といった、世界経済の均衡ある発展に向けた「4つの提案」を行った。その後、一行は、再び1時間かけて会場まで戻って、第一セッションの議論が始められた。この開会式は、他の中国風・西洋風のアトラクション、巨大な中国風の城壁で囲まれた見渡す限りの広大な会場 Grand Epoch City（第一城市）、会場と北京の沿道の風景とともに、参加者それぞれに現在の中国を強く印象づけた。

(注)G20コミュニケ等の合意文書については、財務省ホームページ [http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/frame\\_2.html](http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/frame_2.html) 参照。

## 20 か国財務大臣・中央銀行総裁会議（G20）コミュニケのポイント

[2005年10月15、16日 中国 河北省 香河]

1. 20か国財務大臣・中央銀行総裁は、中国河北省香河にて、「グローバルな協力：均衡のとれた秩序ある世界の経済発展の促進」とのテーマの下に第7回会合を開催。
2. 一部の開発途上国における低成長と貧困の拡大を認識する一方で、世界経済が拡大を続けていることを歓迎。また、長引く石油価格の高騰と不安定化、世界的不均衡の拡大、そして保護主義的風潮の高まり等のリスクが下降方向のものとしてあり、不確実性と世界経済・金融の脆弱性を増幅させる虞があることを強調。我々は責任共有の考え方に立ち、これらの不均衡とリスクを解決するため、必要な財政、金融及び為替政策を実施し、構造調整を加速させることを決意。
3. 長引く石油価格の高騰と不安定化が成長を減速させ、世界経済の不安定化要因となることを懸念。これらの問題に対する協力を強化することに合意するとともに、投資・生産・精製能力の拡大及び適切なフォーラムを通じた石油供給者と消費者の間の対話の促進の必要性を強調。新技術の採用と移転を含む省エネルギーと効率化の促進、代替及び再生可能エネルギー源の開発及び石油製品補助金削減の重要性を強調。世銀及びIMFの関連する作業の進捗を歓迎。
4. WTOドーハ開発ラウンドの成功が、グローバル化が全ての国にとって真に有益なものであることを保証する上で重要であることに合意し、ミレニアム開発目標（MDGs）を達成するために主要な貢献を行う。全ての関係者に対し、WTO香港閣僚会議において、真の前進を成し遂げることを要請。
5. ブレトン・ウッズ機関（BWIs）改革の必要性について議論し、それに対して強い支持を行うことにコミット。「BWIs改革に関するG20声明」を發出し、BWIsにおけるガバナンス、マネジメント及び運営戦略の改善の重要性を強調することによって、BWIs改革の見直しに対する支援を図る。
6. 国連ミレニアム・レビュー・サミットの成果及び国際社会におけるMDGsに向けた前進に注目。MDGsの達成に向けた、G20の強固なコミットメントを示すため、我々は「世界的開発問題に関するG20声明」を發出し、今後これをレビューすることとした。
7. 人口高齢化が、経済成長、社会保障及び金融・労働市場に対して与える影響について議論。移民送金が、移民の母国において、経済発展と貧困削減に多大な貢献をしたことを認識。各国及び国際機関に対し、送金サービスを改善し、正規の金融制度へのアクセス及び知識を高め、より良いデータを収集することで取引コスト削減に貢献できるよう協働することを要請。
8. 2004年にベルリンで採択された「持続可能な成長のためのG20合意」の重要性を強調。各国がそれぞれの特徴に最も適した独自の発展アプローチを選択することができるようにすべき。各国の現在の優先的政策課題の概要については、別添のG20改革アジェンダを参照。
9. 昨年合意された「税目的の透明性と情報交換に関するG20声明」に対する我々のコミットメントを再確認。
10. 国際債券市場における、集団行動条項（CACs）の利用拡大の動きの進展に注目。「新興市場における安定的な資本フローと衡平な債務再編のための原則」に関する合意を広める借入国と民間セクターの努力を歓迎。
11. 2005年本年のG20議長を務めた中国に感謝し、2006年の議長国オーストラリアの下で、共同の取組を継続。2007年の議長国を南アフリカが務めることに合意。

## ブレトン・ウッズ機関改革に関するG20 声明のポイント

我々、20か国財務大臣・中央銀行総裁は、ブレトン・ウッズ機関（BWIS）がマクロ経済と金融の安定化、経済成長及び貧困削減を促進するうえで果たすべき重要な役割を強調。我々は、BWISがこれらの目的を効率的に果たすことが必要であると認識し、高水準のガバナンスと内部運営が不可欠であると考え。我々は、IMF専務理事による戦略的レビューを歓迎。BWISの今後の戦略的改革のための「ロード・マップ」を発展させるためには、更なる作業が必要。IMFの戦略的レビューの更なる具体化を期待。

貿易や金融の統合を通じた国際的な相互依存と相互作用の深化、貧困削減と国連ミレニアム宣言の開発目標の達成に向けた不均等な進展、国際金融危機や外生ショックの予防と解決といった、ダイナミックな課題に取り組むためには、より革新的なアプローチと新たなコミットメントが必要であるとの認識を共有。このような観点から我々は、BWISが、グローバル化した世界経済における新たな挑戦に対処するために、根本的な使命及び役割を一新させるための戦略的重要性に合意。

## （BWISの使命）

我々は、BWISに求められている補完的役割を再確認し、マクロ経済・金融の安定と開発の促進が、引き続き極めて重要であることを認識。同様に、我々は、両機関の効率的な協力を一層強化するため、これらの目的を効果的に追求し、具体的な進捗を図ることが必要であると信じる。IMFは、マクロ経済及び金融の安定、グローバル経済・国際資本市場へのサーベイランスの実施及び危機の予防と解決の強化を専ら重視するべき。世界銀行は、後発開発途上国及び新興国への融資及び技術支援を強化することで、開発を重視するべき。我々は、戦略的見直しの一環として、外部の専門知識を考慮に入れつつ行う、両機関のマネジメントによる役割分担についてのレビューを歓迎し、2006年春の国際通貨金融委員会（IMFC）及び開発委員会（DC）にその結果が報告されることを期待。

## （BWISのガバナンス）

BWIS設立以降、多くの新興市場国が急成長し、先進国間の統合が深化するなか、世界経済は著しく発展。我々は、BWISのガバナンス構造、即ちクォータと代表は、経済力における変化を反映すべきという原則を再確認。G20は、シンガポールにおける次回IMF・世銀総会までにクォータ改革につき具体的な進展を実現することの重要性を強調。2008年1月に完了予定のIMFの第13次クォータ見直しに対する重要なインプットとすべく、クォータ改革のための原則を明確化するよう努力。

## （BWISのマネジメントと運営戦略）

我々は、IMFと世銀が両機関の組織上の有効性の向上に取り組むべきであり、戦略的見直しにおいて内部のガバナンスの改善方法を考慮する必要があると考える。シニア・マネジメントの選任では、全加盟国の幅広い代表性を確保するべき。

我々は、BWISが、質の高さと成果主義を維持しつつも、加盟国の変化するニーズに応えるため、その業務をタイムリーに調整するべきと考える。BWISは、資金的な強度を確保し、モラルハザードを最小限としつつ、融資の枠組みについて改善を続けると同時に、金融支援のニーズに応える最善の方法を検討するべき。

全てのG20加盟国は、BWISがその変わらぬ役割を果たすことにコミットしており、今後、戦略的改革のための方策に努力を傾注。我々はこれらの課題について、2006年のオーストラリアでの会合で再度議論。

## 世界的開発問題に関する G20 声明のポイント

我々、20か国財務大臣・中央銀行総裁は、先進国と新興市場国との政策対話のための主要なフォーラムの1つとして、G20が、重要な開発問題の解決に積極的な役割を果たすべきことに合意。

### (開発アプローチ)

我々は、各国が自国の経済・社会発展において一義的な責任を果たすことを認識しており、そのため、各国主導の戦略展開を尊重することが重要。持続的な経済発展には、健全な経済政策、良好なガバナンスと説明責任が不可欠。成長モデルと開発アプローチの多様性に鑑み、我々は、全ての国にとって有益となる、多様な開発哲学・戦略・政策に関する対話を強化すべきことにコミット。

### (開発のための資金の近代化)

我々は、国際社会に対し、モンレー合意を達成することを要請。そのため、開発途上国に対しては、健全な経済・社会政策の構築を、先進国に対しては、開かれた貿易制度、民間資本フロー及び開発援助の増額を通じて、これらの途上国の行動を支援するよう要請。我々は、政府開発援助（ODA）GNI比0.7%の目標達成に向けた、多くのドナーによる最近のタイムテーブル作成により利用可能となる、資源の増加を歓迎。我々は、最近ドナーが、開発援助を大幅に増額させることにコミットしたことに加え、債務救済イニシアティブが、グレンイーグルズ・サミット（G8）で開始され、世銀・IMF総会で、両機関の加盟国によって承認されたことを歓迎。我々は、世銀・IMF両機関の理事会に、これらの提案を実施に移すよう要請。自発的に追求されている、開発資金のための現行のイニシアティブ及び革新的メカニズムは、追加的な資金を生み出す。我々は、関係ドナーに対し、これらの革新的提案の利点と実施可能性を探求することを奨励。

### (援助効果の向上)

我々は、援助効果の重要性を再度強調。国際的援助が増加するにつれ、より有効な活用を確保するための行動が必要。援助効果についての2005年3月2日のパリ宣言は、ドナーによる援助と被援助国自身の開発戦略との間に整合性を持たせ、ドナーによる援助を調和させ、そして、開発援助の成果を測定するための新たなステップとなった。

### (開発のための貿易の促進)

貿易の自由化と統合が、経済成長と貧困削減の主要な牽引車であることを念頭に、我々は、物品・サービスへの市場アクセスを大幅に増大させ、貿易歪曲的な国内支持を減少し、すべての形態の農業輸出補助金を撤廃し、発展途上国には実効性のある特別及び差別的取扱いを設ける必要性を認識。また、輸出競争力改善の妨げとなる障害を除去するための技術支援とキャパシティ・ビルディングの強化に加え、調整を緩和するための支援は、後発発展途上国にとって重要。この観点から南南貿易の決定的な役割を確認し、後発発展途上国に対し、無関税・無割当の市場アクセスを認める方策を模索する。我々はこの分野で、開発途上国、特に後発発展途上国からの物品に対する市場アクセスの改善について協働することにコミット。我々はまた、開発途上国による、健全な貿易・投資環境の構築を支援することにもコミット。全ての国は、先進国と開発途上国双方にとって明確な利益をもたらすドーハ開発ラウンドにおいて成果が得られるよう、真摯な努力を行うべき。

### (貧困削減と世界的開発の促進に向けた世界的パートナーシップ)

我々はこの、世界的開発のために共有されたビジョンについてコミット。我々は今後も、先進国と開発途上国との世界的パートナーシップを実践的に発展させることを継続。我々はまた、持続的かつ均衡ある成長と貧困の緩和に向けた共通の開発の課題に取り組むために、官民パートナーシップを含む、国際社会間の協力を更に促進。

## 「G20改革アジェンダ2005」のポイント

我々は、「G20合意」に基づく各国の具体的な政策措置として、下記の改革アジェンダを採択。

アメリカ	税制改革、年金制度改革、医療保険改革
カナダ	均衡財政政策・健全な金融政策の維持、労働政策、研究開発への民間参入促進、規制改革、税制改革
アルゼンチン	対外収支不均衡の改善、自由貿易化政策
ブラジル	健全なマクロ経済政策、歳出改革
メキシコ	均衡財政政策、財政支出のインフラ等への重点化
EU	更なる労働市場改革、財政・年金制度の健全化
ドイツ	税制・労働市場・医療・年金制度改革、財政の持続性の確保
フランス	労働市場改革、研究開発投資に向けた官民パートナーシップの推進、財政の持続性の強化
イタリア	行政手続きの簡素化、エネルギー市場の自由化、研究開発及び科学技術教育への投資
イギリス	労働政策、科学技術政策、公的サービスの改善
ロシア	教育・公的医療保険制度改革、行政・予算改革
トルコ	金融改革、社会保障制度改革、税制改革、投資環境の改善
南アフリカ	インフラ投資の推進、人的資本の開発、公的サービスの効率性の向上、「二重経済」格差の解消
サウジアラビア	石油依存率の減少、内外の投資環境の改善、金融・財政持続性の維持、雇用機会の増進、観光部門の強化、競争政策・貿易協定・地域統合・WTO加盟による市場の拡大
インド	インフラ阻害要因の除去、財政健全化、歳入欠陥の除去、金融市場改革、農業改革
インドネシア	公的債務管理、金融市場の安定性促進、ガバナンスの改善、金融サービスへの広範なアクセス確保、国内外の競争力強化、人的資本強化、貧困削減
オーストラリア	労働条件の柔軟性の向上、労働参加率の向上、国際化と国際的関与の促進、中期的財政・金融政策枠組みによるマクロ経済運営の維持
日本	更なる金融システム改革の推進、郵政事業等の民営化の推進、財政の持続性に対する一層精力的な取組
韓国	物的・人的資本形成、労働生産性の向上、セーフティーネットの強化、構造調整の促進
中国	経済制度改革の進展、社会主義市場経済制度の確立、市場制度、近代企業制度、社会保障制度、マクロ規制制度の更なる発展が行われたことを確認